

役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天理滝野愛児園（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 報酬等とは、報酬やその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席したとき以下のとおり費用弁償費を支払うことができる。

1日4,500円

(報酬等の支給)

第4条 監事が、職務の執行状況の確認・調査等の目的で職員会議等に参加するため事業所へ訪問している場合は、月10万円を上限に毎月の報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 第3条に定める役員に対する費用弁償の支給の時期は、理事会又は評議員会への出席した都度支給する。

第4条に定める役員に対する報酬等の支給の時期は、月ごとに締めて、翌月の15日に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(附則)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

この規程は、平成31年4月1日に遡及して施行する。